

## 福岡市自殺対策総合計画（案）への市民意見と市の考え方

### 1 実施目的

「福岡市自殺対策総合計画」の策定にあたり、市民との情報共有を図り、市民の意見を計画に反映させるため、パブリック・コメントの手続きを通じて広く市民の皆様の意見を募集したものの。

### 2 意見募集期間

令和5年3月1日（水曜日）から3月31日（金曜日）

### 3 実施方法

#### （1）公表手段

①市政だより（3月1日号）

②福岡市ホームページ

③閲覧配布場所の設置

- ・保健医療局保健予防課（市役所12階）
- ・情報公開室（市役所2階）
- ・情報プラザ（市役所1階）
- ・精神保健福祉センター（あいれふ3階）
- ・各区役所
- ・各出張所
- ・各保健福祉センター

#### （2）意見提出方法

閲覧配布場所への持参、郵送、FAX、電子メール

### 4 意見募集結果

（1）意見者数 1名（1団体）

（2）意見件数 3件

（3）意見への対応

原案どおり 0件

修正 0件

その他の意見・要望等 3件

### 5 問い合わせ先

福岡市保健医療局健康医療部保健予防課精神保健福祉係

電話：092-711-4377

FAX：092-733-5535

電子メール：hokenyobo.PHB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市自殺対策総合計画（案）への市民意見と市の対応について

・市民意見：以下のとおり

意見番号	受付日	受付方法	項目	ご意見要旨	ご意見への対応	市の考え方
1	3月31日	メール	第1章 総論	自殺対策は、死に近い領域だけではなく、普段の暮らしの中での包括的かつ広範に実施し、先進的な取組みを実施していくことを求めます。	その他の意見・要望等	行政と様々な関係機関・団体が協働し、様々な立場から取組みを進めてまいります。
2	3月31日	メール	第2章 自殺の現状 第4章 取組施策	福岡市の自殺問題に関する相談電話はつながりにくい状況が続いています。自殺問題の相談電話の接続状況を具体的に把握し、改善を図っていくことを求めます。 連携先の民間団体と協同して、電話相談員の確保や増員に努めるとともに、研修や訓練による自殺危機への対応力向上を図ることを求めます。	その他の意見・要望等	自殺予防対策において、人が声でつながっているという実感を得ることができると考えており、今後とも関係団体と連携した取組みに努めてまいります。 いただきましたご意見は、今後の市政の参考とさせていただきます。
3	3月31日	メール	第2章 自殺の現状 第4章 取組施策	SNSを活用した相談窓口の強化が急がれます。また、若者が生きづらさを和らげていくことができる「若者の居場所」づくりを市民団体や個人との協働し、また積極的に支援して相当数増やしていくことを強く望みます。	その他の意見・要望等	SNSを含めたICTを活用した相談対応など相談しやすい体制づくりは、重要であるとと考えております。若者への支援につきましては、関係団体と連携した取組みに努めてまいります。 いただきましたご意見は、今後の市政の参考とさせていただきます。